

第7回 イノベーション政策強化推進のための有識者会議「安全・安心」
議事要旨

1.日 時 令和元年12月20日（金）14:30～16:00

2.場 所 中央合同庁舎第8号館 特別大会議室

3.出席者

座長	林 春男	防災科学技術研究所理事長
	角南 篤	政策研究大学院大学学長特別補佐兼客員教授
	中尾 康二	情報通信研究機構サイバーセキュリティ研究所主管研究員
	中須賀 真一	東京大学大学院工学系研究科教授
	西山 淳一	未来工学研究所研究参与
	根本 勝則	日本経済団体連合会専務理事
	星 周一郎	首都大学東京法学部長兼大学院法学政治学研究科長
	前田 裕子	海洋研究開発機構監事
	村山 裕三	同志社大学大学院ビジネス研究科教授

(政府出席者)

和泉 洋人	イノベーション推進室長（内閣総理大臣補佐官）
林 肇	内閣官房副長官補（外政担当）
別府 充彦	イノベーション推進室室長代理（内閣府審議官）
赤石 浩一	イノベーション推進室イノベーション総括官
松尾 泰樹	イノベーション推進室次長（内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当））
佐藤 文一	イノベーション推進室審議官（内閣官房内閣審議官（内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）））
堀内 義規	イノベーション推進室審議官（内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当））
濱野 幸一	イノベーション推進室審議官（内閣官房内閣審議官）
松尾 剛彦	イノベーション推進室審議官（内閣官房内閣審議官（内閣府宇宙開発戦略推進事務局長））

4.議 題

- (1) 「安全・安心」の実現に向けた科学技術・イノベーションの方向性（案）について
- (2) 安全・安心技術に関するシンクタンク機能の検討について
- (3) 意見交換

5.議事要旨

- (1) 「安全・安心」の実現に向けた科学技術・イノベーションの方向性（案）について
「安全・安心」の実現に向けた科学技術・イノベーションの方向性（案）について、事務局より説明。最終的な取りまとめについては座長一任とすることで出席者から了承を得た。今後開催される統合イノベーション戦略推進会議にて、方向性を決定し、その後公表という段取りを予定している旨を、事務局より説明。

(2) 安全・安心技術に関するシンクタンク機能の検討について

安全・安心技術に関するシンクタンク機能の検討について、事務局より説明。シンクタンク機能の体制づくり検討のためのワーキンググループの設置について了承された。

(3) 意見交換

有識者から、以下の通りご意見があった。

- 諸外国では先端技術をめぐる競争やルール形成の重要性が増しており、外交・国際関係の観点からも、「安全・安心」分野における研究開発の在り方について幅広い対応が必要であるという背景をこの方向性に盛り込むと良い。
- サイバー攻撃などの技術は変化のスピードが速いので、相手が開発した技術に対し、柔軟に対応できる組織が必要であり、そのためには、高度化した技術に対する専門性や、経験を培うための継続性が必要である。
- 安全・安心のプロジェクトがうまく進まないのは組織がないからであり、新たなシンクタンク機能は今回とりまとめ方向性の一つの目玉になるものである。
- サイバーセキュリティでは、研究成果を社会実装する際、既存の製品と組み合わせることがあるが、その際、社会実装したもの全体にバックドアがないかなど、健全性や信憑性を担保する必要がある。
- 研究開発成果の取扱いに関して、従来は製品レベルに達したものが技術管理の対象だったが、今後、新興技術も「守る」とすると、基礎研究レベルでも重要なものについては、技術管理が必要である。
- 諸外国においては非公開の特許制度を導入し技術流出を防止している中で、日本は危機的状況にあるということを明記すべきである。
- 民間資金の研究成果の公開について、自主的な取組のガイドラインだけで十分か。関門を通らないと外に出ないシステムとすべきではないか。
- 研究開発成果に対する考え方や取扱いに関しては、新たな知的財産マネジメントの在り方の検討が必要であり、例えばガイドラインにより自主的な対応を求めることが効果が期待できるのではないか。
- 国内外のネットワークを生かし、情報収集・分析を行うとともに、大局的な視点から戦略的に研究開発のマッピングを行う知の拠点となるシンクタンク機能が理想である。
- シンクタンク機能は、新たに設置するのではなく、既存の組織体を活用しながらソースをうまく集約し、情報収集を強化していくべきである。
- シンクタンクは重要であるが、目利きの能力を機能させるためには、予算と権限を持たせる必要がある。